

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成30年度
計画主体	幕別町

## 幕別町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 経済部農林課  
所在地 北海道中川郡幕別町本町130番地1  
電話番号 0155-54-6605  
FAX番号 0155-54-5564  
メールアドレス [rimumukakari@town.makubetsu.lg.jp](mailto:rimumukakari@town.makubetsu.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、キツネ、ハシブトガラス、ハシボソガラス（以下、カラスと表記）、ドバト、キジバト（以下、ハトと表記）ヒグマ、アライグマ
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	幕別町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
エゾシカ	馬鈴しょ	3.41ha 5,889千円
	野菜	1.98ha 5,176千円
	てん菜	4.21ha 3,241千円
	その他（小麦、豆類等）	8.95ha 5,013千円
キツネ	野菜	0.73ha 1,386千円
	牛	16頭 3,150千円
	てん菜	1.75ha 1,343千円
	その他（豆類、馬鈴しょ等）	1.01ha 1,286千円
カラス・ハト	野菜	1.21ha 1,688千円
	牛	1頭 516千円
	てん菜	0.25ha 195千円
	その他（豆類、馬鈴しょ等）	1.42ha 1,781千円
ヒグマ	デントコーン	0.01ha 6千円
アライグマ	野菜	0.14ha 189千円
	その他（豆類、馬鈴しょ等）	0.22ha 136千円

## (2) 被害の傾向

### <エゾシカ>

幕別町内における農作物被害の約60%を占めており、主に馬鈴しょ、てん菜、野菜等への食害が大部分を占めているが、食害のほか、マルチや寒冷沙の踏害等、時期や被害も多様である。被害額は減少傾向にあるものの、個体数減少の実感は伴っていない。

### <キツネ>

年間を通じて、町内全域に出没しており、農作物被害のほか、家畜の被害も多くあり、近年被害額が増加傾向にあることから、個体数が増加していると考えられる。

### <カラス・ハト>

年間を通じて被害が確認され、農作物被害のほか、家畜飼料及び家畜への被害も確認されている。生息範囲が広範囲であるため、駆除を行っても個体数の減少につながっていないのが実情である。

### <ヒグマ>

少額であるが被害が確認されており、更なる農作物への食害等の農作物被害が懸念される。

### <アライグマ>

近年足跡並びに目撃情報及び食害が発生しているため、今後被害の拡大が懸念される。

## (3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (平成30年度)	目標値 (平成33年度)	備考 (軽減率)
エゾシカ	被害額	19,319千円	13,523千円	30.0%減
	被害面積	18.55ha	12.98ha	30.0%減
キツネ	被害額	7,165千円	5,015千円	30.0%減
	被害面積	3.49ha	2.44ha	30.1%減
カラス ハト	被害額	4,180千円	2,926千円	30.0%減
	被害面積	2.88ha	2.01ha	30.2%減
ヒグマ	被害額	6千円	4千円	33.3%減
	被害面積	0.01ha	0.007ha	30.0%減
アライグマ	被害額	325千円	227千円	30.1%減
	被害面積	0.36ha	0.25ha	30.6%減

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・エゾシカ・キツネ・カラス・ハト・ヒグマ・アライグマ</li><li>・銃器、わなによる捕獲</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・猟友会会員の高齢化、担い手不足。エゾシカの活動が活発化する夜間の狩猟ができない。</li><li>・わなは、長期間の設置が可能であるが、毎日の見回りの負担も大きい。</li><li>・技能の習得が不可欠。</li></ul>
防護柵の設置等に関する取組		<ul style="list-style-type: none"><li>・地域全体で取り組まなければ効果が薄い。</li><li>・設置費用が高額である。</li><li>・管理及び修理に手間がかかる。</li></ul>

#### (5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"><li>・行政、農業関係団体、猟友会など地域が一体となって被害防止に取り組む体制を確立する。</li><li>・有害鳥獣侵入防止柵の設置について周知し、取り組みを広げていく。</li><li>・忌避剤等の効果について検証する。</li><li>・特にエゾシカについては、北海道エゾシカ条例やエゾシカ保護管理計画に基づき、個体数指数の減少に努める。</li><li>・猟友会会員の高齢化に対応するため、捕獲の担い手を育成する。</li><li>・農業者と一体となった捕獲体制の確立について検討する。</li><li>・エゾシカの生態調査や行動調査を行い、結果に基づいた適切な被害防止策を検討する。</li><li>・ここ数年、ヒグマの被害報告があることから、北海道猟友会帯広支部幕別部会と出没情報の交換を積極的に行い、銃器（ライフル銃・散弾銃）及び箱わなで問題個体の捕獲に努める。</li></ul>
---

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"><li>・行政、農業関係団体、猟友会が一体となり、農業被害情報等の共有化を図る。</li><li>・捕獲については、北海道猟友会帯広支部幕別部会の狩猟免許保持者による銃器（散弾銃・ライフル銃・空気銃）及びわなによる捕獲を実施。</li></ul>
---

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31年度	エゾシカ キツネ カラス ハト ヒグマ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲機材（くくりわな等）の設置。</li> <li>・狩猟免許取得者の確保を図るための普及、啓発活動の実施。</li> <li>・生息数、行動調査。</li> <li>・エゾシカについては、一斉駆除を行い個体数の調整に努める。</li> </ul>
32年度	エゾシカ キツネ カラス ハト ヒグマ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲機材（くくりわな等）の設置。</li> <li>・狩猟免許取得者の確保を図るための普及、啓発活動の実施。</li> <li>・生息数、行動調査。</li> <li>・エゾシカについては、一斉駆除を行い個体数の調整に努める。</li> </ul>
33年度	エゾシカ キツネ カラス ハト ヒグマ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲機材（くくりわな等）の設置。</li> <li>・狩猟免許取得者の確保を図るための普及、啓発活動の実施。</li> <li>・生息数、行動調査。</li> <li>・エゾシカについては、一斉駆除を行い個体数の調査に努める。</li> </ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
これまでの対象鳥獣における、捕獲依頼件数及び捕獲実績を考慮するとともに、ヒグマ以外については、個体数減少を目標とした捕獲計画数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	32年度	33年度
エゾシカ	850頭	850頭	850頭
キツネ	400頭	400頭	400頭
カラス ハト	1500羽	1500羽	1500羽
ヒグマ	出没個体頭数に応じて捕獲する。		
アライグマ	50頭	50頭	50頭

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・銃器使用が困難な地域や、被害の大きい地域に重点的にくくりわな等を設置し捕獲する。</li> <li>・それ以外の地域においては、銃器やわなを使用した捕獲を状況に応じて実施する。</li> <li>・実施時期については、被害農家等の情報を基に、効果的な時期に集中して実施する。</li> </ul>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
幕別町	エゾシカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
エゾシカ	金網柵(22,000m)	金網柵(25,000m)	金網柵(25,000m)

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31	エゾシカ キツネ カラス ハト ヒグマ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣害防止知識の普及活動。</li> <li>・農業廃棄物、家畜飼料、生ごみ等有害鳥獣を誘引するおそれのある物の適正管理啓発。</li> <li>・ヒグマが出没した場合は、ファクス等での周知、パトロールをし、注意喚起の看板等を設置するなど危険を知らせる。</li> <li>・ヒグマの出没を抑制するため、農地に接する森林林縁部の下草刈りの普及啓発に努める。</li> </ul>
32	エゾシカ キツネ カラス ハト ヒグマ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣害防止知識の普及活動。</li> <li>・農業廃棄物、家畜飼料、生ごみ等有害鳥獣を誘引するおそれのある物の適正管理啓発。</li> <li>・ヒグマが出没した場合は、ファクス等での周知、パトロールをし、注意喚起の看板等を設置するなど危険を知らせる。</li> <li>・ヒグマの出没を抑制するため、農地に接する森林林縁部の下草刈りの普及啓発に努める。</li> </ul>

33	エゾシカ キツネ カラス ハト ヒグマ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣害防止知識の普及活動。</li> <li>・ 農業廃棄物、家畜飼料、生ごみ等有害鳥獣を誘引するおそれのある物の適正管理啓発。</li> <li>・ ヒグマが出没した場合は、ファクス等での周知、パトロールをし、注意喚起の看板等を設置するなど危険を知らせる。</li> <li>・ ヒグマの出没を抑制するため、農地に接する森林林縁部の下草刈りの普及啓発に努める。</li> </ul>
----	--	---

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
幕別町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幕別町鳥獣被害防止対策実施隊の出動命令</li> <li>・ 北海道猟友会帯広支部幕別部会へ捕獲活動の依頼</li> <li>・ 住民への周知及び構成機関への連絡調整</li> </ul>
北海道警察釧路方面帯広警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣出没情報の共有、住民への指揮、誘導</li> </ul>
北海道猟友会帯広支部幕別部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣のパトロール及び捕獲の実施</li> <li>・ 専門的立場からの助言及び指導</li> </ul>
北海道十勝総合振興局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣捕獲許可受付及び相談</li> <li>・ 情報収集、情報提供</li> </ul>

(2) 緊急時の連絡体制

別紙「緊急時の連絡体制」のとおり
------------------

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則として持ち帰って適切に処理し、地形的な要因等によりやむを得ない場合は、生態系に影響を与えないように適切な方法で埋設処理する。
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲したエゾシカを有効活用する場合は、北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に準拠した衛生管理を行い、食肉としての安全性を確保するとともに、より安全な付加価値の高い食肉としての流通を図るものとする。
---

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	ゆとりみらい21推進協議会（鳥獣被害対策専門部会）
構成機関の名称	役割
幕別町農業協同組合	農業被害に係る情報収集及び調査
札内農業協同組合	農業被害に係る情報収集及び調査
忠類農業協同組合	農業被害に係る情報収集及び調査
帯広大正農業協同組合	農業被害に係る情報収集及び調査
十勝農業改良普及センター	農業被害に係る情報収集及び調査
北海道猟友会帯広支部幕別部会	有害鳥獣関連情報の提供及び捕獲の実施
幕別町	協議会事務局運営、各関係機関との調整等

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道十勝総合振興局 産業振興部農務課	鳥獣被害対策事業に係る情報提供
北海道十勝総合振興局 産業振興部林務課	有害鳥獣による森林被害の軽減に向けた情報提供
北海道十勝総合振興局 保健環境部環境生活課	鳥獣捕獲許可等
北海道十勝総合振興局 森林室	道有林内における捕獲等に係る連絡、調整

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成24年4月1日設立（隊員16名（平成30年度時点）、職員12名、有害駆除作業員4名）。</p> <p>実施隊の業務は対象鳥獣の捕獲等を中心に実施し、わなの設置に係る研修会の開催や、一斉駆除行うなど、関係機関と連携を取りながら、本町の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に遂行する。</p>
--

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害対策専門部会（ゆとりみらい21推進協議会）で情報共有を行い、効果的な被害防止対策を推進する。
--

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし
------



# 緊急時の連絡体制

